

中小企業等オフィス改革推進支援事業

よくある質問

問	質問項目	ページ
問 1	今回、当事業を新設する理由は何か。	1
問 2	どのような法人格が対象となるか。	1
問 3	本補助金の対象となる事業の開始時期はいつからになるか。	2
問 4	交付決定前（補助金交付決定前着手届提出者の場合、県が同届の受理前）に契約、発注した取組は対象となるか。	2
問 5	老朽化した備品の更新や壁の張替えなども対象となるのか。	2
問 6	飲食店だが、店舗改装は対象となるか。	2
問 7	オフィス移転や建築を検討しているが、対象となるか。	3
問 8	ソフトウェアの購入費用は対象となるか。	3
問 9	審査会用の参考資料（プレゼン資料、オフィスのイメージ図、従業員へのアンケート資料等）を提出してよいか。	3
問 1 0	審査会は従業員、支援者（販売業者等）も参加できるか。	3
問 1 1	審査会でプレゼン用の資料をディスプレイに写して説明することは可能か。	3
問 1 2	事業実施後に事業者がおこなうアンケート調査とはどのようなものか。	3

【背景】

問1 今回、当事業を新設する理由は何か。

○ 当県では人口減少が進んでおり、特に20代の若年層は男女問わず転出超過となっている。20代の転出先はいずれも東京圏（東京、埼玉、千葉、神奈川）が上位を占めており、就職・転職を契機とした転出が多いと推測され、若年層の人材確保と離職防止が当県の課題となっている。

既にオフィス改革に取り組んでいる県内企業にインタビューを行った結果、「職員が大切にされていると実感し、満足度の向上と職員定着につながった」「職場見学やインターンシップ等を積極的に受け入れることで、短期・長期両面における人材確保・定着を図ることができた」「職員のアイデアを採用した事務・職場改善により、職員満足度と生産性の向上につながった」といった効果の声が確認された。

これらの効果は、若者等の県内への誘引や定着といった課題の解決に資するものと考えられることから、企業の創意工夫による、オフィス改革の好事例の創出及び県内各圏域への横展開を図るため、県内中小企業等の戦略的なオフィス環境整備等に要する経費に対する補助事業を新設した。

【対象者】

問2 どのような法人格が対象となるか。

○ 本事業は会社法第2条に該当する会社（その他の法により会社法における合名会社の規定を準用し実質的に会社形態をとる者を含む）が対象となる。

よって、株式会社、有限会社、合名会社、合同会社、合資会社、土業法人（税理士法人、弁護士法人等）を対象とする。

一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、各協同組合等は対象とならない。

なお、その他の条件は「令和7年度申請の手引き」を参照すること。

【対象期間】

問3 本補助金の対象となる事業の開始時期はいつからになるか。

○ 補助事業の着手時期（対象となる開始時期）は、原則として交付決定後になる。ただし、長期間を要する大規模な改修工事など交付決定前に事業に着手する必要がある場合には、県が事業計画書受理した日以降にあらかじめ「補助金交付決定前着手届」を提出する必要がある。なお、「補助金交付決定前着手届」を届け出た場合であっても補助金交付決定を約束するものではない。

問4 交付決定前（補助金交付決定前着手届提出者の場合、県が同届を受理前）に契約、発注した取組は対象となるか。

○ 対象としない。補助事業の着手時期（対象となる開始時期）は契約日、発注日で判定するため、問3の回答のとおり交付決定後（補助金交付決定前着手届提出者の場合、県が同届を受理後）の契約日、発注日を着手時期として対象とする。

【対象事業】

問5 老朽化した備品の更新や壁の張替えなども対象となるのか。

○ 備品の更新や壁の張替えは対象設備となり得るが、単なる更新や張替えではなく、従業員の定着や人材確保に資する戦略的なオフィス環境整備かどうかという観点で採択する。

問6 飲食店だが、店舗改装は対象となるか。

○ 業種による制限はない。ただし、本事業は顧客ではなく、従業員の働きやすいオフィス整備のため、店舗改装でも事務所スペース、従業員が使用する設備等に限られる。

問7 オフィス移転や建築を検討しているが、対象となるか。

○ 移転費用、建築費用は対象とならないが、移転後、建築後のオフィス家具の整備等従業員の満足度、定着化に資する部分は対象となる。

問8 ソフトウェアの購入費用は対象となるか。

○ 対象となる。なお、本事業は従業員の定着化・満足度向上に資する設備・備品の導入を主な支援対象としているため、設備・備品の導入と一体的に必要なソフトウェア導入が望ましい。

問9 審査会用の参考資料（プレゼン資料、オフィスのイメージ図、従業員へのアンケート資料等）を提出してよいか。

○ 提出可能。ただし、原則として計画書と同時に提出することとし、提出期限は申請期限の令和7年6月30日とする。

【審査会】

問10 審査会は従業員、支援者（販売業者等）も参加できるか。

○ 従業員の参加も可。ただし5名程度とする。支援者の参加も可能であるが、補助・補足のみとし、説明者は原則申請者とする。

問11 審査会でプレゼン用の資料をディスプレイに写して説明することは可能か。

○ 可能である。なお、この場合、県が用意したPCとディスプレイを使用すること。

【事業実施後】

問12 事業実施後に事業者がおこなうアンケート調査とはどのようなものか。

○ 従業員の雇用状況、満足度調査を検討している。詳細は交付決定者に別途周知する。